地域 項目			和　歌　山　県　（開発行為技術基準）
適用範囲			１．市街化調整区域内の例外的な開発行為の許可基準(法第34状並びにこれに基づく法令、省令) ２．非線引き都市計画区域内または、都市計画区域外の区域内の法令に定める規模以上の開発行為の許可基準(法第２９条並びにこれに基づく法令、省令)
宅地事業計画			１．通過交通路線が地区内の住区の良さを壊さないように線形を設定し、通過交通路線と区画街路との交差数を極力減らすよう設計すること。 ２．住宅地の街区の標準は長辺８０ｍ～１２０ｍとする。地区別の標準は次のとおりとする。 （１）住宅地は　　長辺８０ｍ～１２０ｍ　短辺２０ｍ～２０ｍ （２）商業地は　　長辺８０ｍ～１２０ｍ　短辺２０ｍ～３５ｍ （３）工業地未指定地　長辺８０ｍ～１２０ｍ　短辺２０ｍ～４０ｍ
公共・公益施設の負担			主として住宅の用に供する目的で開発する計画戸数５０戸以上の開発行為は、施設の管理予定者と協議したうえで、開発規模に応じて必要な公益的施設の配置及び規模を考慮すること。
公共・公益施設	道路		１．道路幅員は車道、歩道、路肩、中央帯、植樹帯の幅員等の合計幅員をいう。 ２．保護路肩や排水溝は道路幅員に含まない。 ３．標準的な道路計画基準は別にある。
	公園		１．開発区域面積の３％以上 ２．設置基準 （１）０．３ha以上５ha未満のとき　公園、緑地、広場のうち必要なもの（１ケ所９０㎡以上） （２）５ha以上２０ha未満のとき　公園（１ケ所３００㎡以１，０００㎡以上の公園が１ケ所以上） （３）２０ha以上のとき　公園（１ケ所３００㎡以上１，０００㎡以上の公園が２ケ所以上） ３．公園標準計画は別にある。
	上・下水道		１．給配水施設は、関係水道事業管理者と協議のうえ設置すること。 ２．専用水道を設置する場合は、水道法関係法に適合すること。 ３．排水路、その他の排水施設は、開発区域内の下水道法第２条第１号に規定する下水を排出させ、その排出による開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさない構造及び能力を備えた施設を配置すること。
	消防施設		１．消防庁が告示する消防水利の基準にすること。 ２．消防水利施設の計画は、当該開発区域を所管する消防署長(消防本部または消防署が設置されていない町村は当該町村長）と協議すること。 ３．消防水利とは、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川及び溝等濠及び池等、海及び湖、井戸、下水道をいう
	教育施設	小学校	戸数　２，０００戸～２，５００戸・人口　７，０００人～１０，０００人に対し１校
		中学校	戸数　４，０００戸～５，０００戸・人口　１４，０００人～２０，０００人に対し1校
		幼稚園・保育園	戸数　５００戸～１，０００戸・人口　２，０００人～４，０００人に対し１園
公害対策			１．騒音、振動等は開発区域内の予定建築物等から発生するものであって、区域外から発生するものでない。 ２．対象となるのは、騒音、振動、煤煙、悪臭の発生するもので、日照の悪化、ビル風等は含まない。
文化財の保護			
その他の措置			１．沈砂池の適用範囲は、宅地造成等規制法、都市計画法の許可を受けて行う宅地開発で、開発規模が原則として１haを超えるもの。 ２．調整池の設置は、開発面積5ha以上の規模では「防災調整池技術基準」及び「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」による。
施行改正年月日			昭和57年 4月 1日実施　昭和59年 5月 1日改正施行　平成元年11月 1日改正施行　平成 8年 4月 1日改正施行 平成15年 4月 1日改正